

広陵町中小企業・小規模企業新商品等開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の活性化を図るため、競争力の強化に積極的に取り組む町内の中小企業・小規模企業を支援するため、新商品等の開発に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において広陵町中小企業・小規模企業新商品等開発補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広陵町補助金交付規則（平成13年6月広陵町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年9月広陵町条例第6号）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 小規模企業 広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例第2条第2号に規定するものをいう。
- (3) 新商品等 中小企業又は小規模企業の商品又はサービスのうち既存のものにない優れた付加価値があるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる中小企業又は小規模企業（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営むもの

でないこと。

(3) 次条に規定する経費において、国、県等他の制度の補助等を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 当該新商品等の試作に直接使用する原料、材料、資材等の購入に要する費用

(2) 当該新商品等の試作に必要な部品等の製造、加工、製図等に要する費用

(3) 当該新商品等におけるデザイン（パッケージ、ラベル等）に要する費用

(4) 当該新商品等の広告宣伝に要する費用

（補助額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費（消費税額及び地方消費税額を除く。）に100分の50を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1補助対象者につき20万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき年度当たり1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、あらかじめ、広陵町中小企業・小規模企業新商品等開発補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 定款及び直近の決算書（法人以外にあっては、これらに相当する書類）

(3) 事業所の位置図

(4) 履歴事項全部証明書（法人に限る。）

(5) 補助対象経費の金額が明らかとなる書類

(6) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、補助対象経費を支出した日の属する年度内に行わなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、広陵町中小企業・小規模企業新商品等開発補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じたときは、速やかに広陵町中小企業・小規模企業新商品等開発補助金変更申請書（様式第4号）に、第6条に掲げる書類等を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請内容を審査し、変更することが適当と認めるときは、広陵町中小企業・小規模企業新商品等開発補助金変更決定通知書（様式第5号）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び実地調査）

第9条 交付決定者は、新商品等の開発後、速やかに、広陵町中小企業・小規模企業新商品等開発補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支払を確認できる書類
- (2) 新商品等の成果物又は新商品等を開発したことを証明する写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の報告があったときは、必要に応じて担当職員に実地調査を行わせることができる。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、広陵町中小企業・小規模新商品等開発補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、広陵町中小企業・小規模企業新商品等開発補助金交付請求書（様式第8号）により町長に請求しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対して補助金を交付するものとする。

（交付決定取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 交付決定後 2 年以内に事業を廃止し、又は町内での操業を取り止めたとき。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(成果の報告)

第 14 条 補助金の交付を受けた中小企業及び小規模企業は、当該新商品等の開発について、町長から求めがあったときは、速やかにこれを報告しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。